平成２１年（フ）第３３５７号
福岡市博多区博多駅東２丁目５番28号
破産者　株式会社リバル
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０１６号
福岡市博多区中呉服町７番14号
破産者　株式会社エイアンドディ・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５１７号
福岡市博多区博多駅南４丁目17番８号
破産者　有限会社フルカワ
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８３号
北海道紋別市新生203番地
破産者　株式会社紋別ゴルフクラブ
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２２号
仙台市青葉区本町２丁目９番16号
破産者　有限会社オーバーアンドオーバー
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６９３号
栃木県芳賀郡益子町大字益子2824番地２
破産者　大塚　　進
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１０号
栃木県日光市猪倉2133番地16
破産者　安部　洋子
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７０２号
栃木県宇都宮市竹林町123番地　クレセントレジデンスＢ101
破産者　株式会社ＴＯＳ
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０４号
埼玉県草加市八幡町584番地１フェイム草加サクラテラス407号
破産者　ウェイズ株式会社
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
埼玉県越谷市増林２丁目436番地１
破産者　有限会社協同パツク
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
三重県鈴鹿市大池３丁目２番37号
破産者　株式会社東新
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６５号
三重県鈴鹿市住吉１丁目29番18号
破産者　有限会社宮正
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７０号
三重県鈴鹿市西条４丁目35番地、前住所三重県鈴鹿市東旭が丘６丁目11番41号
破産者　南部　嘉英
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３３号
広島県廿日市市前空１丁目10番26号
破産者　小佐　佳央
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５４号
山口県下関市彦島西山町４丁目９番11号
破産者　株式会社ふるかわ
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
秋田市仁井田目長田３丁目２番43号
破産者　株式会社悠泉
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０５号
福島県伊達郡川俣町山木屋字大清水33番地の１
破産者　大内建設株式会社
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８号
福島市瀬上町字桜町１丁目２番地の４
破産者　有限会社丹治四郎商店
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３１３５号
横浜市都筑区東山田町294番地４
破産者　株式会社横浜ライフ
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６２１号
横浜市鶴見区佃野町13番８号
破産者　有限会社サトウ
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４３号
横浜市西区戸部本町43番３号
破産者　有限会社ヨツヤ工業
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４号
岐阜市福光西１丁目13番５号　セジュール近藤105号室、申立時の住所岐阜県山県市高富720番地74
破産者　野村鋼業所こと　野村　信男
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所